

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号

主要目次

告示

○身体障害者手帳交付のための診断
をする医師の指定及び辞退……………四九二

○障害者自立支援法による育成医療
及び更生医療を担当する医療機関
の指定……………四九三

公告

○落札者等の決定……………四九三

○一般競争入札の実施……………四九三

○公募型プロポーザル方式による手
続開始……………四九四

○宅地建物取引業者の業務の全部停

止……………四九五

○開発許可を受けた開発行為に関す
る工事の完了……………四九五

○家畜伝染病の発生
公安委員会……………四九五

○運転免許取得者教育の認定の一部
改正……………四九五

○警備業法に基づく検定
漁業調整委員会……………四九五

○水産動植物の採捕についての指
示……………四九六

告

示

●岡山県告示第三百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成十九年七月十七日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
平成十九年七月三十一日

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

来山浩之

吉田栄一

塩田知巳

加見谷将人

榑崎慎二

田中久也

腎臓
肢体不自由、ぼうこう・直腸、小腸

肢体不自由

音声・言語・そしゃく（中枢神経障害に由来
するものに限る。）、肢体不自由

肢体不自由

肢体不自由、呼吸器

医療法人清梁会高梁中央病院

医療法人清梁会高梁中央病院

医療法人清梁会高梁中央病院

医療法人清梁会高梁中央病院

医療法人清梁会高梁中央病院
医療法人社団清和会笠岡第一病院
医療法人清風会津山ファミリークリニック

高梁市南町五三番地

〃〃五三番地

〃〃五三番地

〃〃五三番地

笠岡市横島一九四五
津山市田町八六

岡山県知事 石井正弘

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成19年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等（平成19年岡山県告示第116号。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、上記2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 224-2111 内線 3832

4 入札参加条件

次の各号の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 上記2(1)の資格を有する者で資格区分がAであるもの
- (2) この公告に示した物品を確実に納入することができ、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班

電話 (086) 224-2111 内線 3843

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成19年7月31日から平成19年8月27日まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）を除く。）

イ 交付方法

上記5(1)の交付場所にて交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
開催しない。

- (4) 入札書の受領期限

平成19年9月10日17時

- (5) 開札の日時及び場所

平成19年9月11日14時

〒700-8570 岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を指定期限までに提出する以外に、この公告に示した物品の具体的な構成内訳書等を平成19年8月28日17時までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第138条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Personal Computer of Note type 393 Units

- (2) Delivery date :

By 31 st October, 2007

- (3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

- (4) Time limit of tender :

5 : 00 P.M. 10 th September, 2007

- (5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies Division,

2-4-6 Uchisange Okayama-shi, 700-8570 Japan
TEL 086-224-2111, EXT 3843

〔三六四〕岡山県公共工事施工管理支援（情報共有）システム構築・運営業務委託について、公募型プロポーザル方式により提案書を特定する手続を次のとおり開始する。
平成十九年七月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

業務の概要

1 委託業務名

岡山県公共工事施工管理支援（情報共有）システム構築・運営業務

2 業務内容

岡山県が発注する公共工事における情報共有システムを構築し運営する。
詳細については、岡山県公共工事施工管理支援（情報共有）システム構築・運営業務委託仕様書に示すとおりとする。

3 履行期限

平成二十年三月三十一日（月）

二 参加資格に関する事項

提案書の提出ができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四に規定する者でないこと。

(2) 提案書の提出期限日において、岡山県知事から指名停止を受けていないこと。

(3) 企業連合体で参加する場合、構成するすべての者が、(1)及び(2)に該当すること。

2 参加条件

(1) 過去三年間において国又は地方公共団体からの同一又は類似のシステム構築若しくは運用委託業務の実績を有すること。

(2) 当該業務を実施する配置予定技術者の体制が整っていること。

(3) C A L S / E C（情報共有）システムを保有している、又は提供可能であること。

三 提案書の提出等に関する事項

1 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間
平成十九年七月三十一日（火）から同年八月十日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までの間を除く。）

(2) 交付場所

岡山県岡山市内山下二丁目四番六号

岡山県庁土木部技術管理課

電話番号〇八六―二二六―七四一〇

E-mail cals@pref.okayama.lg.jp

(3) 交付方法

(2)の場所で直接受け取ること。岡山県土木部技術管理課のホームページからダウンロードすることもできる。

2 説明会の開催

(1) 日時

平成十九年八月六日（月）午前十時から

(2) 場所

岡山県岡山市内山下二丁目四番六号

(3) 岡山県庁三階共用会議室

説明会への出席は、参加希望者の義務ではない。ただし、説明会への参加希望者は、1(2)の場所にその旨を連絡すること。

3 競技参加表明書の提出期限、提出場所、提出方法及び費用

(1) 提出期限

平成十九年八月十日（金）午後五時

(2) 提出場所及び提出方法

1(2)の場所に持参し、又は郵送すること（郵送の場合には、(1)の日時までに必着のこと。）。

(3) 費用

提出者の負担とする。

4 技術提案書の提出期限、提出場所、提出方法及び費用

(1) 提出期限

平成十九年八月二十四日（金）午後五時

(2) 提出場所及び提出方法

1(2)の場所に持参すること。

(3) 費用

提出者の負担とする。

四 選定に関する事項

1 参加資格の審査

競技参加表明書の提出のあった者のうち二について審査し、その結果を通知する。これにより参加資格を有すると認められた者が、三により技術提案書の提出を行う。

2 技術提案書の審査

提出された技術提案書のうち見積金額が予定価格の範囲内であるものの中から、「岡山県公共工事施工管理支援（情報共有）システム構築・運営業務評価書」により審査し、優れた技術提案書を提出した者と委託契約の交渉を行う。

3 審査結果に関する通知

五 2の選定結果は、技術提案書を提出したすべての者に文書で通知する。
その他の留意事項

1 詳細は、岡山県公共工事施工管理支援（情報共有）システム構築・運営業務プロポーザル説明書、平成十九年度岡山県公共工事施工管理支援（情報共有）システム構築・運営業務プロポーザル競技実施要領及び同仕様書による。

2 問い合わせ先
三1(2)の場所

三六五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項第二号に該当したことにより、同法第二条第二号に規定する業務の全部の停止を次のとおり命じた。

平成十九年七月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 業務の全部の停止を命じた宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号
株式会社ダイワハウス中四国

岡山県知事(2)第四六五〇号

二 代表者氏名

夏目 剛

三 事務所の所在地

岡山市上中野一丁目一九番五三号

四 業務の全部停止期間

平成十九年八月七日から平成十九年八月二十日まで

三六六 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十九年七月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠岡市吉田字山乃神二三〇〇一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市山手町五丁目二〇一七

石田 義人

三 許可番号

岡山県指令建指第三四号

三六七 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成十九年七月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	発生場所	発生年月日
乳用牛	患畜	平成十九年五月三十日	笠岡市	平成十九年七月十三日

公安委員会

●岡山県公安委員会告示第百二十三号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月三十一日

岡山県公安委員会

表十の項中「(1)(1) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース）」を「(3)(2)(1) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース）」に、

「(1)(1) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース）」を「(3)(2)(1) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース）」に、

「(1)(1) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース）」を「(3)(2)(1) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース）」に、

「(1)(1) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース）」を「(3)(2)(1) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース）」に、

「(1)(1) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース）」を「(3)(2)(1) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース）」に、

「(1)(1) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース）」を「(3)(2)(1) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース）」に、

「(1)(1) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース）」を「(3)(2)(1) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース）」に、

「(1)(1) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース）」を「(3)(2)(1) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース）」に、

一 検定の種別、日時及び場所

岡山県公安委員会

検定の種別	期 日	時 間	場 所
交通誘導警備業務（一級）	平成十九年十一月十七日（土曜日）	午前九時から午後五時まで	岡山市御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する二級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が二の1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) その他

ア 二の1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二の2に該当する者

都道府県公安委員会が二の1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で、県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地在を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で、県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成十九年八月二十七日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）までの午前八時

四 三十分から午後五時まで
検定手数料
一万四千元

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。
なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三二

2 岡山県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 受検に際しては、筆記用具、紐付警笛及び雨衣を持参すること。

3 検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

漁業調整委員会

◎岡山海区漁業調整委員会指示H十九第一号の一

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 禁止する水産動植物の種類

すべての種類

二 禁止する漁法

すべての漁法

三 禁止区域

瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先のうち、次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 蓬崎灯台から真方位二二一度 六三〇メートルの点

- 四 禁止期間
平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで（五年間）
- 点イ 点アから真方位二五四度三〇分 三〇〇メートルの点
点ウ 点イから真方位三四四度三〇分 一〇〇メートルの点
点エ 点アから真方位三四四度三〇分 一〇〇メートルの点

●岡山海区漁業調整委員会指示H十九第一号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

- 一 禁止する水産動植物の種類
すべての種類
二 禁止する漁法
すべての漁法
三 禁止区域

玉野市出崎丸山地先のうち、次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

- 点ア 玉野市出崎丸山東端から真方位八五度 二〇メートルの点
点イ 玉野市出崎丸山東端から真方位八五度 一四〇メートルの点
点ウ 玉野市出崎明神東端から真方位五〇度 三〇〇メートルの点
点エ 玉野市出崎明神東端から真方位五〇度 一八〇メートルの点

四 禁止期間

平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで（五年間）

●岡山海区漁業調整委員会指示H十九第一号の三

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

- 一 禁止する水産動植物の種類
すべての種類
二 禁止する漁法
すべての漁法
三 禁止区域

玉野市深井町湯ノ浦地先のうち、次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

- 四 禁止期間
平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで（五年間）
- 点ア 玉野市深井町犬尻鼻から真方位二三八度 三〇〇メートルの点
点イ 点アから真方位二三八度 二〇〇メートルの点
点ウ 点イから真方位三二八度 一五〇メートルの点
点エ 点アから真方位三二八度 一五〇メートルの点

●岡山海区漁業調整委員会指示H十九第一号の四

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

- 一 禁止する水産動植物の種類
すべての種類
二 禁止する漁法
すべての漁法
三 禁止区域

倉敷市下津井釜島地先のうち、次に掲げる点エ、点ア、点イ、点ウを順に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 点ア 北緯三四度二五分東経一三三度四九分五二秒の点
点イ 点アから真方位一五七度 二七〇メートルの点
点ウ 点イから真方位六七度の線と最大高潮時海岸線との交点
点エ 点アから真方位七四度の線と最大高潮時海岸線との交点

四 禁止期間

平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで（五年間）

●岡山海区漁業調整委員会指示H十九第一号の五

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

- 一 禁止する水産動植物の種類
すべての種類
二 禁止する漁法
すべての漁法
三 禁止区域

笠岡市北木島町矢櫃地先のうち、次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線

によって囲まれた区域

点ア 笠岡市北木島町一二九四二の二番地に設置した標識（以下「点A」という。）と同市北木島町一三三二の一番地に設置した標識（以下「点B」という。）とを結んだ線上で点Bから三五〇メートルの点

点イ 点Aと点Bとを結んだ線上で点Bから五〇メートルの点

点ウ 点イから真方位四二度 一〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位四二度 一〇〇メートルの点

四 禁止期間

平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで（五年間）

●岡山海区漁業調整委員会指示H十九第一号の六

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

一 禁止する水産動植物の種類

すべての種類

二 禁止する漁法

すべての漁法

三 禁止区域

岡山市犬島地先のうち、次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 岡山市犬島ヒラトコの鼻北緯三四度三三分二六秒、東経一三四度六分二〇秒の点

点イ 点アから真方位七八度 一〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位二六七度 三〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位二六七度 三〇〇メートルの点

四 禁止期間

平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで（五年間）

●岡山海区漁業調整委員会指示H十九第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

一 禁止する水産動植物の種類

すべての種類

二 禁止する漁法

すべての漁法

三 禁止区域

倉敷市児島味野地先（堅場島沖ノ藻及び深藻）

1 第一の区域

次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位一七度三〇分九秒 二、三六三メートルに設置した標識灯（橙色）

点イ 鷺羽山頂から真方位三三度一分四秒 二、九〇九メートルに設置した標識灯（橙色）

点ウ 鷺羽山頂から真方位三四度四分四三秒 二、八三二メートルに設置した標識灯（橙色）

点エ 鷺羽山頂から真方位一八度五一分八秒 二、二六八メートルに設置した標識灯（橙色）

点イ 鷺羽山頂から真方位五三度二八分八秒 四、一四〇メートルに設置した標識灯（橙色）

点ウ 鷺羽山頂から真方位五四度三八分二一秒 四、〇六九メートルに設置した標識灯（橙色）

点エ 鷺羽山頂から真方位四四度五七分四八秒 三、四二六メートルに設置した標識灯（橙色）

2 第二の区域

次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位四三度四七分四六秒 三、五一〇メートルに設置した標識灯（橙色）

点イ 鷺羽山頂から真方位五三度二八分八秒 四、一四〇メートルに設置した標識灯（橙色）

点ウ 鷺羽山頂から真方位五四度三八分二一秒 四、〇六九メートルに設置した標識灯（橙色）

点エ 鷺羽山頂から真方位四四度五七分四八秒 三、四二六メートルに設置した標識灯（橙色）

点イ 鷺羽山頂から真方位四一度二分四九秒 二、一四九メートルに設置した標識灯（橙色）

点ウ 鷺羽山頂から真方位四三度一七分五七秒 二、〇七〇メートルに設置した標識灯（橙色）

点エ 鷺羽山頂から真方位一九度二五分一九秒 一、五六四メートルに設置した標識灯（橙色）

3 第三の区域

次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位一八度二分二六秒 一、六六七メートルに設置した標識灯（橙色）

点イ 鷺羽山頂から真方位四一度二分四九秒 二、一四九メートルに設置した標識灯（橙色）

点ウ 鷺羽山頂から真方位四三度一七分五七秒 二、〇七〇メートルに設置した標識灯（橙色）

点エ 鷺羽山頂から真方位一九度二五分一九秒 一、五六四メートルに設置した標識灯（橙色）

点イ 鷺羽山頂から真方位四三度一七分五七秒 二、〇七〇メートルに設置した標識灯（橙色）

点ウ 鷺羽山頂から真方位四三度一七分五七秒 二、〇七〇メートルに設置した標識灯（橙色）

点エ 鷺羽山頂から真方位一九度二五分一九秒 一、五六四メートルに設置した標識灯（橙色）

4 第四の区域

次に掲げる点アから点エまでを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位四五度四二分三六秒 二、五七五メートルに設置した標識灯（橙色）

点イ 鷺羽山頂から真方位六一度二分五六秒 三、〇五〇メートルに設置した標識灯（橙色）

点ウ 鷺羽山頂から真方位六一度二分五六秒 三、〇五〇メートルに設置した標識灯（橙色）

標識灯(橙色)

点ウ 鷺羽山頂から真方位六二度四三分五〇秒 二、九六六メートルに設置した

標識灯(橙色)

点エ 鷺羽山頂から真方位四六度四四分三秒 二、四七五メートルに設置した標

識灯(橙色)

四 禁止期間

平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで(五年間)

●岡山海区漁業調整委員会指示H十九第三号の一

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、水産動物の繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 禁止する水産動物の種類

特定水産動物(がざみ)

二 禁止する漁法

すべての漁法

三 禁止区域

備前市日生町鹿久居島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウの順に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫最大高潮時海岸線上に設置した標柱

点イ 点アから真方位二六〇度 二六〇メートルの点

点ウ 点イから真方位一七九度三〇分の線と最大高潮時海岸線との交点

四 禁止期間

平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで(五年間)

●岡山海区漁業調整委員会指示H十九第三号の二

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、水産動物の繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成十九年七月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 禁止する水産動物の種類

特定水産動物(がざみ)

二 禁止する漁法

すべての漁法

三 禁止区域

浅口市寄島町東安倉地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エの順に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 浅口市と倉敷市の境界に設置した標柱から真方位三一五度 三〇メートルの

点

点イ 点アから真方位一六一度 四五〇メートルの点

点ウ 点エから真方位一六一度 四〇〇メートルの点

点エ 浅口市寄島町寄島漁港東安倉防波堤基部に設置した標柱

四 禁止期間

平成十九年八月十日から平成二十四年八月九日まで(五年間)